

Title	昭和四十年度大学院文学研究科修士課程卒業論文 執筆者紹介
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.1 (1966. 7) ,p.136- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660700-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り、社会的平等が通用しなかつた。しかし、五九年の規定は宮廷出入りを許される人々 honneurs de la Cour の制限を大幅に緩和した。honneurs de la Cour の数は九四一家で、内八八二家は貴族と在フランス外國貴族である。フランス貴族を当時一万七〇〇〇家とするべし、honneurs de la Cour の数は五・一%である。Parlementaires も honneurs de la Cour なのは三九家、全体の六・六%である。以上の事から彼らが具体的、実質的差別をつけられていないのは明白である。かかる差別、その結果対立の存在しない証拠として、宮廷貴族と Parlementaires 相互の親密な交渉例が数多く提出される。

× ×

著者が Parlementaires について明らかにしたのは大要上述の如くである。彼が序文で述べてゐる如く、本書は一八世紀の 1 Parlement 社会の研究である。しかし、Parlementaires の具体的内容を——著者が集めた膨大な未刊史料、就母 Archives de Parlement と minutier central des Notaires de Paris に基づいて——可能な限り明確にする所とする。本書は單に Parlementaires 社会の構造理解に寄与するだけでなく、広く政治社会的分野における貴族構造の具体的理解に寄与する。この意味から、筆者は本書が Parlementaires 研究ともいふべき、貴族一般の社会構造研究に充分資する所ありと考へるのである。なお、巻頭の数十頁に及ぶビブリオグラフィーは Parlement 研究について非常に有益である。

彙 報

昭和四十年度大学院文学研究科
修士課程卒業論文

東洋史専攻
高橋英一 チャールキヤ朝碑文研究序説

執筆者紹介

中山一義	慶應義塾大学文学部教授
岩谷十二郎	同 幼稚舎教諭
菅原崇光	同 志木高等学校講師
小川英雄	同 文学部助手
高橋正彦	同 同
三浦和男	同 文学部教授 助手
宮崎洋	同 大学院博士課程
竹田竜児	同 大学院文学部教授